

# メディカルコントロール

# メディカルコントロール(MC)とは

救急搬送患者の増加とともに病院前救護(プレホスピタルケア)の重要性が認識され救急救命士の役割が次第に増加しているが、その医学的な質の確保が必要である。病院前救護体制におけるメディカルコントロールとは、救急現場から医療機関に搬送されるまでの間において、救急救命士等が医療行為を実施する場合、当該医療行為を医師が指示または指導・助言及び検証して、それらの医療行為の質を保証することである。

## 仙台・黒川メディカルコントロール協議会

消防機関(司令室・救急隊)

救急医療機関

東北大学病院 →メディカルディレクター

仙台市立病院 →メディカルコントロール(メイン)

仙台医療センター→メディカルコントロール(サブ)

オープン病院 →メディカルコントロール(サブ)

仙台市及び黒川郡との間にはメディカルコントロール業務委託契約をかわし、①医療行為の実施とそれらの指示・指導・助言、②事後の評価と検証、③病院実習・生涯教育を行う。

# メディカルコントロール体制整備の変遷(1)

- 平成 3年(1991年) 救急救命士法施行
- 平成 4年(1992年) 第1回救急救命士資格試験実施
- 平成 7年(1995年) 行政監察結果に基づく勧告(総務庁)  
救急救命士が行う特定行為の範囲の拡大等
- 平成 9年(1997年) 救急医療体制基本問題検討会(厚生省)
- 平成 11年(1999年) 救命効果検証委員会(救急振興財団)
- 平成 12年(2000年) 厚生省に対する要望(全国消防長会)  
救命救急士が行う処置の拡大  
①オフライン(指示なし)除細動②気管内挿管③薬剤投与  
病院前救護体制のあり方に関する検討会報告書(厚生省)  
メディカルコントロール体制が確立した地域のみ処置範囲拡大可  
乳幼児、低体重傷病者を除き除細動可  
仙台市救急業務基本問題検討会  
メディカルコントロールのあり方の検討
- 平成 13年(2001年) 消防庁救急救助課通知  
救急業務の高度化の推進について  
仙台市救急業務基本問題検討会  
メディカルコントロール体制の整備について検討

## メディカルコントロール体制整備の変遷(2)

- 平成14年(2002年) 厚生労働省・総務省消防庁等に対する要望(全国消防長会)  
救命救急士が行う処置の拡大  
救急救命士の業務のあり方等に関する検討会中間報告  
(厚生労働省・総務省消防庁共催)  
メディカルコントロール体制の確立が処置拡大の前提  
消防庁次長・厚生労働省医政局長通知  
メディカルコントロール協議会の設置促進について  
消防庁救急救助課長通知  
メディカルコントロール体制の整備促進について
- 平成15年(2003年) 仙台市救急業務基本問題検討会  
メディカルコントロール実施要綱  
包括的指示下の除細動可
- 平成16年(2004年) 気管内挿管可
- 平成18年(2006年) 薬剤(エピネフェリン)の投与可

# メディカルコントロール体制

## 直接メディカルコントロール(オンラインMC)

医師が電話ないし無線で救急現場や搬送途上の救急隊員に処置に関する指示や指導あるいは助言等を与える。

## 間接メディカルコントロール(オフラインMC)

### (1)前向き(事前)オフラインMC

救急処置のマニュアル／プロトコール策定

救急救命士の教育・病院実習

### (2)後ろ向き(事後)オフラインMC

救急活動に対する事後検証

症例検討会(毎月開催)

病院実習マニュアル  
指示、指導、助言マニュアル  
事後検証マニュアル

救急処置に関するプロトコール  
除細動プロトコール  
薬剤投与プロトコール  
気管挿管プロトコール